科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 5 日現在

機関番号: 32678

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2016

課題番号: 26370875

研究課題名(和文)ローマ帝国における民会の東西比較に関する研究

研究課題名(英文) The comparison of the comitia function between the Eastern and the Western provinces in the Roman Empire

研究代表者

新保 良明 (Shimpo, Yoshiaki)

東京都市大学・共通教育部・教授

研究者番号:60206331

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文): 先ず、帝国東部では古代ギリシア文明の影響下、各地に多くの都市を数えたのみならず、民会が政務官選挙に関与し、決議を出すなど都市の自治に一定の役割を果たしていた。これに対し、帝国西部では都市文化の伝統がなく、都市の建設や制度導入は帝国政府主導でなされる傾向にあった。従って東部のような民会の役割は確認されず、都市法に詳細な民会選挙規定があっても、決議に関する規定は認められない。だが、これは市民らが都市の自治に関与しなかったことを意味しない。碑文は「民衆の求めにより」「民衆の要請により」といった表現を教える。彼らは希望するところを都市名望家に伝え、その希望を 実現させていったのである。

研究成果の概要(英文):The Eastern provinces which had been under the influence of Ancient Greek Civilization had numerous cities, and the comitia elected civic magistrates, made decision. So, it filled the role of local autonomy.
Then, the Western provinces had lacked the tradition of civic civilization, in result the imperial

government(especially, provincial governors) urged persons of renown to construct the city and introduce self-governmental systems(e.g. civic magistrates, decuriones, civic law). So, we can't notice in the Western provinces the comitia filled the same role as that of the Eastern provinces. This, however, doesn't signify the people didn't take part in civic self-government. Because we know many inscriptions with the following words. E.g. suffragia populi(under therequest by people), ex consensu populi(under the consensus of people), expostulante populi(under the request by people). Therefore they conveyed their requests to town-counsellors, came true them.

研究分野: 古代ローマ史

キーワード:都市 自治 名望家 民衆 ローマ帝国

1.研究開始当初の背景

- (1) ローマ帝国各地に散在した都市の重要性は夙に強調されながら、帝国の東部と西部の違いについては考慮されてこなかった。
- (2) 帝国東部では、古代ギリシア以来、そもそも都市文化が着実に根付いており、都市が社会の核を構成していたのは自明であった。 属州アシアだけでも都市は500を数えたと云われている。
- (3) 一方、帝国西部では、帝国が征服地を属州にする中で、中央政府の意を受けた属州総督が先ず以て住民の移住生活を断ち切り、定住を促すところから始めて、族長ら富裕者に市壁で囲まれた都市を築かせたのみならず、フォルムや神殿、水道、劇場など必要な都市景観を整備させ、かつ都市の自治を担うシステム(都市政務官、都市参事会、都市法など)を上から導入せねばならなかった。
- (4) 以上のように、東西における都市は形成 過程から違いを抱えていた。従って比較を試 みてみる必要性は十分にあったと言えよう。
- (5) なお、共和政ローマに関して政治的研究の中心テーマをなしたのは元老院と民会であった。ところが、帝国の東部でも西部でも、これまで研究対象となってきたのは都市参事会であり、都市民会は看過されてきたと言える。かかる研究史の空白を埋めるためにも、民会に着眼したわけである。

2.研究の目的

- (1) 以上を踏まえ、都市民会の有り様について、東部と西部で比較を試みようとした。
- (2) ただし、東西を問わず、都市政務官の選出には民会が関与していたことが知られている。
- (3) そこで、市政の方針を民会が決定づけることができたのかどうかを諸史料から確認することにし、そこに帝国東部と西部で明確な違いが現れるのか否か、を検討することにした。

3.研究の方法

- (1) 都市に関する研究史を追うことで、どこまでが明らかになっており、どこからが不確定なのかを、再確認した。なお、東西を通じて民会が政務官選挙に関与していたということは判明しているので、選挙以外の活動に焦点を絞ることにした。
- (2) 帝国東部の市政と民会について、著作 史料、法文、碑文史料などから、実態を明ら かにする。
- (3) 帝国西部の市政と民会について、著作

史料、法文、碑文史料などから、実態を明ら かにする。

4.研究成果

- (1) 帝国諸都市に関する研究史を概観していく中で、東西の違いに関心が払われていない点が再確認された。そして帝国東部に関する都市研究の進展が確認される反面、西部に関しては、質量ともに遅れが認められた。これは先述の都市としての成熟度に由来するのであろう。また、共和政研究の中心は元老院と民会であるが、それはあくまでもローマの元老院や民会のことであって、イタリア諸都市の参事会や民会のことではないという意外な事実が確認された。
- (2) 帝国東部の都市に関して、かつては参 事会の決定を承認するだけの民会像が描か れてきたが、最近は主体性、独自性を有した 民会というポジティヴな捉え方が主流であ る。二世紀初のプリニウス『書簡集』(10.110) は「参事会と民会の同意」に基づく市内の強 制執行を伝え、同世紀のディオ・クリュソス トモスは参事会決議の後に民会決議が出さ れた件、民会がある案件を長時間にわたって 審議し、激論が交わされた件、ある提案が民 会での好評を博したことを契機に、参事会審 議にかけられた件、選挙のために召集された 民会が当選を巡り荒れた件を証言してくれ る。さらに、同世紀のプルタルコスは民意の 重要性を説き、大衆向けの演説を重視してい る。その結果、プルタルコスは都市政務官選 挙が支援者間で荒れる事態に至ったと述べ ている。さらに、碑文も、民会が多様な決議 を発しており、市政に影響を与えていた事実 を伝えてくれる。

最後に、二世紀後半から三世紀前半まで活躍した元老院議員史家ディオ・カシウスは選挙民会を騒動の温床と捉えて、危険視し、挙げ句の果てに民会の廃止を提言している。

このように、帝国東部では、都市における 民会の重要性が多面的に確認されるのであ る。

では、帝国西部では、民会は如何なる 役割を担っていたのであろうか。都市法の諸 規定は民会の政務官選挙への関与を教示す る。とはいえ、その規定の存在が民会選挙の 継続を立証するわけではない。オスティアの 碑文は一世紀初、民会の投票(「市民らの投 票により」「民会で」という銘文)により選 挙がなされたことを教えるものの、二世紀初 になると碑文は「参事会決議により」や「参 事会の勧めにより」と表現されるようになっ ていることがわかる。つまり、政務官の選出 母体が民会から参事会へと移行したことが 明らかなのである。帝国東部に対し、都市制 度の伝統に欠ける西部は政府から与えられ た「選挙」という制度を通じて民意の有り様 を示すシステムを早い段階で失って(あるい

は、放棄して)しまったことになる。いずれにせよ、東部に対して、都市化が遅れた西部では、市政に対する民会のイニシアティヴは認められていなかったと考えてよかろう。

- (4) 一方、史料として着目されるべきは、 都市法の存在であろう。各市は独自の都市法 を設けていたのである。とはいえ、この都市 法の条文を眺めると、以下の実態を認めるこ とができよう。
- A. まとまった形での都市法は東部において知られておらず、その一方で、西部はイタリアや属州バエティカに都市法のまとまった規定を知ることができる。
- B.上記の都市法は民会による詳細な選挙規定を残しているものの、驚くべきことに、都市の民会決議には何ら触れていない。確かに、条項の中には「民会決議 plebiscitum」という語が現れるが、それは前後の文脈からして当該都市の民会決議ではなく、ローマの平民会決議を意味しているのである。
- C. 既知の都市法が西部に集中し、東部に認められない一方で、東部には民会の動きが認められた。

以上をまとめると、我々は東部における民会を軸とした自治の存在を確認でき、その反面、 西部における民会の機能不全もしくは欠如 を想定せざるをえないと言えよう。

(5) ところが、帝国西部のラテン語碑文は、 民衆がまとまって、都市に対し何かの実現を 求め、声を上げていた事実を教えてくれる。 以下の定型句が確認されるのである。

ex consensu populi (民衆のコンセンサスにより)

expostulante populo (民衆の要請により) ex postulatione populi (民衆の要請により)

consentientibus augustalibus et plebe (アウグスターレスと民衆が同意して) postulante plebe (民衆が要請して) suffragiis populi et decreto decurionum

(民衆の推薦と参事会決議により) ex consensu ciuium(都市のコンセンサス

ex consensu ciuium (都市のコンセンサスにより)

ex consensus et postulatione populi (民衆のコンセンサスと要請により)

そして、これらのように、類型化、様式化できる定型句の存在は地中海各地で同じような動きがあったということを示すのであろう。

(6) 上記のラテン語表記は何らかの政治的行為や恵与行為の原因として碑文に刻まれ

てきた。そして、その表記が類型化できると いうことは我々にとって共通認識できる事 態として歓迎されるべき状況と言える。

- (7) 既述のように、帝国東部では民会が機能していたが、西部では逆の状態に陥ってよと考えてよい。しかし西部は西部で、集団とも、民衆がまとまり、集団とも、民衆がまとまり、集団を関連を関連したのではなからなる。もちろん、ない。もちろん、ない。もちろんない。はで、大きないでは、このではなが、このような表現では、にはである。ない、名望家に向られている。とで、自らいるといる。とで、おいるのではなかろうか。で、は、おいるのような表現では、は、といるのではなかろうか。で、は、といるのようなをは、といるのではなかろうか。
- (8) 民衆は名望家を動かそうとした一方で、名望家は民衆の希望をかなえることで懐の深さを示したかったのであろう。いずれにせよ、両者の思惑が一致したのは間違いあるまい。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

新保 良明、ローマ帝政前期における都市への遺贈とエヴェルジェティズムの諸相 - 法制史料の分析から - 、東京都市大学共通教育部紀要、査読無し、第8号、2015、1-15

〔学会発表〕(計1件)

新保 良明、ローマ帝政前期における帝 国西部の都市民会 - 東部との比較を 通して - 、古代史研究会(京都市) 2016.12.20

[図書](計2件)

新保 良明 他、萌書房、リレー講義 ポスト3.11を考える、2015、115-134

新保 良明、ミネルヴァ書房、古代ローマの帝国官僚と行政 - 小さな政府と都市 - 、2016、全392

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日:

国内外の別:		
〔その他〕 ホームページ等		
6 . 研究組織 (1)研究代表者 新保 良明(Sh 東京都市大学・ 研究者番号:60	共通教育	-
(2)研究分担者 なし	()
研究者番号:		
(3)連携研究者 なし	()
研究者番号:		
(4)研究協力者 なし	()